

伊丹市訪問型歩行・生活訓練事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第10号に規定する生活訓練等事業のうち、訪問型歩行・生活訓練に関する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、視覚障がい者の日常生活における不安を軽減し、自己実現と社会参加を促進するため、視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者又は障がい児（以下「視覚障がい者」という。）の家庭等に視覚障害生活訓練等指導者を派遣し、日常生活圏（通勤や通学、買い物のための外出等）において歩行訓練、生活訓練（以下「歩行訓練等」という。）を行うものとする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、伊丹市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を市長が適当と認める団体に委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、つぎの各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者又は難病等による視覚障がいがある者
- (3) 歩行訓練等に意欲のある者

(視覚障害生活訓練等指導者の業務)

第5条 視覚障害生活訓練等指導者は視覚障がい者の家庭等を訪問し、歩行訓練等を行う。

(申請手続)

第6条 この要綱に定める訓練を希望する障がい者又は障がい児の保護者は、次の各号に掲げる書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 伊丹市訪問型歩行・生活訓練事業利用申請書（様式第1号）
- (2) 身体障害者手帳の写し
- (3) 課税証明書（本人及び配偶者のもの。視覚障がい者が18歳未満の場合は、保護者と同一の世帯に属する世帯員のもの。生活保護受給世帯員は不要）
- (4) 生活保護受給証明書（生活保護受給世帯員に限る）
- (5) 診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証（難病等により障がいがある者に限る）

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、別に定める基準により選考等を実施した上で利用者を決定し、伊丹市訪問型歩行・生活訓練事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により利用を決定した場合は、伊丹市訪問型歩行・生活訓練事業実施委託書（様式第3号）により事業の実施を委託する事業者（以下「事業者」という。）に通知する。

3 事業者は、第1項の規定により利用の決定を受けた利用者と訓練日時、訓練内容、訓練回数等について協議する。

(訓練の目的・場所・内容)

第8条 訓練は、交通機関の利用も含めた歩行技術、身辺処理や調理等の日常生活動作、情報通信用

具の利用の習得を目的とし、利用者の家庭、日常生活圏や通勤・通学先等において、利用者の年齢・能力等を勘案しマンツーマン方式で行う。

(訓練時間及び回数)

第9条 利用者は、1回当たり3時間以内、最大10回(10日間)まで訓練を利用できることとする。ただし、市長は必要に応じ回数を追加することができる。

(訓練経費及び費用負担)

第10条 訓練の委託料は、視覚障害生活訓練等指導者の派遣に必要な交通費を含み1回当たり17,600円とし、市が負担し、事業者に支払う。

2 訓練にかかる利用者負担は無料とする。ただし、2度目の申請以降(次年度以降も含む)については、事業の利用をしようとする障がい者又は障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)は訓練利用料として訓練1回当たり1,760円を負担する。

3 前項に掲げる訓練利用料は、利用者等が生活保護受給世帯員又は利用者等及び配偶者が市民税非課税の場合は無料とする。ただし、視覚障がい者が18歳未満の場合は、保護者と同一の世帯に属する世帯員全員が市民税非課税の場合に限る。

4 市は、訓練終了後、利用者等に対し支払通知書を発行し、利用者等は市に訓練利用料を支払う。

5 前2項に掲げるものの他、交通機関等を利用した訓練等、訓練中の利用者及び視覚障害生活訓練等指導者の移動に要する費用については、利用者等が負担し、事業者に対して直接支払うものとする。

(実施報告)

第11条 事業者は、毎月派遣事業の実施状況について、伊丹市訪問型歩行・生活訓練事業訓練報告書(様式第4号)により、翌月の15日までに市長に報告するものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。